



令和7年度



居宅訪問型保育事業

新規事業者募集

(障害・疾病等)



募集要項

募集期間:令和7年1月27日(月)~2月13日(木)

横浜市こども青少年局

【問合せ先】

横浜市こども青少年局こども施設整備課

TEL:045-671-4146



《 目 次 》

1 募集概要	1
2 居宅訪問型保育事業運営に当たっての諸条件	3
3 申請方法	8
4 資料.....	12

【停止条件】

本事業に関する事業費は、令和7年度の予算が横浜市会において可決されることを前提に行うものです。そのため、当該予算の可決を停止条件としています。

【対象児童】

本事業は居宅訪問型保育事業のうち、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第47号)第38条第1号の「障害、疾病等」を対象とするものですが、令和7年度は医療的ケア児を対象として実施します。今後、対象とする児童に変更がある可能性があります。

1 募集概要

(1) 事業概要	2
(2) 対象事業者	2
(3) 事業募集スケジュール.....	2
(4) 採択予定件数	2
(5) 保育提供体制	2

令和7年8月事業開始に向けた事業募集について

(1) 事業概要

「居宅訪問型保育事業」とは、子ども・子育て支援制度において制度化された地域型保育事業の一つで、住み慣れた居宅において、0～2歳児の児童1人に対して保育者1人できめ細かな保育を実施するものです。本募集では、医療的ケアが必要な児童(※)に対し居宅訪問型保育事業を提供する事業者を募集します。

※ 令和7年度は医療的ケア児を対象として実施します。今後、対象とする児童等を変更する可能性があります。

(2) 対象事業者

次の全てに該当し、法人格を有するものとします。

なお、認可・確認は法人である居宅訪問型保育事業者単位で行います。

ア 令和6年4月1日から申請時点まで継続して、認可保育所・幼稚園・認定こども園・横浜保育室・自治体の認証保育所・地域型保育事業・認可外保育施設のいずれか又は児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援のいずれかを良好な内容(※)で運営していること

※ 監査結果・立ち入り調査等により重大な指摘がなされていないこと。

イ 「家庭的保育者(4ページ2(4)参照)」について、看護師、准看護師、保健師又は助産師の資格を有する者を複数雇用できること

ウ 政治的な目的のために結成された法人、暴力団経営支配法人等ではないこと。

エ 居宅訪問型保育事業を設置・運営するにあたって、必要な資力・信用があること。

オ 児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に全て該当しないこと。

(例：不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこと。)

カ その他、市長が不相当と認める事由を有しないこと。

(3) 事業募集スケジュール

事業者面接	令和7年2月下旬～3月上旬
選考結果通知	令和7年4月上旬

(4) 採択予定件数

今回の募集では、2法人程度の採択を予定しています。

(5) 保育提供体制

保育を実施するにあたり、以下の体制を整えること

ア 保育管理体制の構築

家庭的保育者に対する保育への助言、緊急時の相談対応が可能なアドバイザーの配置、保護者との相談窓口や事務手続を行う本市との調整窓口の設置など、居宅訪問型保育事業として対象児童に適切な保育を提供できる体制を構築してください。

イ 家庭的保育者

実際に児童の居宅で保育にあたる従事者となります。児童と保育者が1対1で保育にあたります。

2 居宅訪問型保育事業運営 に当たっての諸条件

(1) 対象児童について.....	4
(2) スケジュールについて.....	4
(3) 定員規模について.....	4
(4) 保育管理体制及び家庭的保育者について	4
(5) 保育内容等について	4
(6) 家庭的保育者に係る休憩時間の自由利用の適用除外について	5
(7) 家庭的保育者の派遣地域について.....	5
(8) 運営上の重要事項に関する規程について.....	6
(9) 資金計画.....	6
(10) 秘密保持等について.....	7
(11) 苦情への対応について.....	7
(12) 連携施設の確保について.....	7
(13) その他の留意事項について.....	7
(14) 採択にあたり条件を附すこと.....	7

(1) 対象児童について

対象児童は、保育を必要とする0～2歳までの医療的ケア児※1を想定しています。なお、3歳児以降においても、当該児童の状況や保育の体制整備の状況等を勘案して、居宅訪問型保育が必要であると認められる場合には、本事業の対象児童になります。

※1 障害、疾病等の程度や高度な医療的ケアが必要などの理由により、集団保育が著しく困難な医療的ケア児（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）に定める医療的ケア児）です。

なお、令和7年度は医療的ケア児を対象として実施します。今後、対象とする児童等を変更する可能性があります。

(2) スケジュールについて

令和7年8月1日からの開始を予定しています。具体的には事業採択後に調整させていただきます。

(3) 定員規模について

定員は1事業あたり1人とします。1法人が複数の事業を実施することは可能です。

(4) 保育管理体制及び家庭的保育者について

【保育管理体制】

家庭的保育者に対する保育への助言、緊急時の相談対応が可能なアドバイザーの配置、保護者との相談窓口や事務手続を行う本市との調整窓口の設置など、適切な保育を提供できる体制を確保するようにしてください。

【家庭的保育者】

次のア及びイの条件を満たす方とします。

ア 看護師、准看護師、保健師若しくは助産師の資格を有する者又は認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。）

※（1）の対象児童に対する保育であることから、基本的に看護師、准看護師、保健師若しくは助産師の資格を有する方の配置としてください。

イ 市長が行う居宅訪問型保育研修の基礎研修及び専門研修を保育開始前に修了すること。また、アの者が保育士資格を有していない場合は、市長が行う家庭的保育者等研修の認定研修も保育開始前に修了すること。

なお、この研修は、都道府県や、都道府県知事又は市町村長の指定した研修事業者が実施主体として実施するものでも構いません。

(5) 保育内容等について

ア 保育時間

保育時間は、1日につき8時間を原則とし、あらかじめ保護者と居宅訪問型保育事業者との協議により定めるものとします。

イ 休園日

休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日までの間とします。

ウ 保育内容

保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に準じ、居宅訪問型保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければなりません。

エ 保護者との連絡

常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければなりません。

オ 給食の提供

ありません。保護者が事前に用意したものを乳幼児に提供します。調乳等については、適宜実施します。

カ 健康診断

利用乳幼児に対する健康診断は不要です。

キ 費用負担

保護者は保育料や家庭的保育者の交通費の実費（本市の交通費負担軽減助成の額を超過する額）を事業者に支払います。このほか、通常の保育に必要かつ共有ができないもので、「保護者に負担させることが適当と認められるもの」に限り実費を徴収できます。これ以外の費用負担を求めることはできません。

ク 自己評価・第三者評価

家庭的保育者の自己評価は、少なくとも1年に1回は実施し、自己評価は必ず結果を公表してください。また、事業開始後の運営について横浜市の指導を受けた場合は従っていただきます。福祉サービスの第三者評価は任意とします。

ケ 安全計画の策定等

- (ア) 利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育者と利用乳幼児に対する活動、取組等を含めた保育中の生活その他の日常生活における安全に関する指導、家庭的保育者の研修及び訓練その他居宅訪問型保育事業者における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければなりません。
- (イ) 居宅訪問型保育事業者は、家庭的保育者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければなりません。
- (ウ) 居宅訪問型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければなりません。
- (エ) 居宅訪問型保育事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとします。
- (オ) 本市から必要に応じて保育の提供開始前に安全計画の内容の確認や内容の修正をお願いすることがあります。

(6) 家庭的保育者に係る休憩時間の自由利用の適用除外について

居宅訪問型保育事業において保育を行う家庭的保育者については、休憩時間の自由利用の規定が適用除外となります。

労働基準法における休憩時間規制は、労働者を労働時間の途中で労働から解放させることにより、その精神的・肉体的疲労を回復させることを目的に設けられているところ、居宅訪問型保育事業における家庭的保育者に対する休憩時間の付与及びその取得・利用状況の把握については、使用者が適切にこれを行う必要があります。

そのため、業務日報に記載するなど家庭的保育者の休憩時間の取得・利用状況を把握してください。把握方法については、申請の際に確認します。

また、労働基準監督機関による調査等が行われた際に、必要に応じ、家庭的保育者に対する休憩時間の付与を適切に行っていることを証明できるように、必要な記録等が適切に保存されるようにしてください。

詳しくは、「居宅訪問型保育事業における家庭的保育者に係る休憩時間の自由利用の適用除外について（平成27年3月31日付雇児保発0331第3号）」を御確認ください。

(7) 家庭的保育者の派遣地域について

ア 市内全区に派遣可能であることが望ましいです。

イ 派遣可能地域については、個別に横浜市と協議するものとします。

(8) 運営上の重要事項に関する規程について

次の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなりません。なお、次の定めるべき事項のうち、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、当該別途定めている規程を示せば足りることとします。

- ア 事業の目的及び運営の方針
居宅訪問型保育事業としての目的及び運営の方針を記すこと。
- イ 提供する保育の内容
保育所保育指針に準じ、居宅訪問型保育事業の特性に留意して提供する保育について記すこと。
- ウ 職員の職種、員数及び職務の内容
職員の職種、員数及び職務内容について記すこと。
- エ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日を明確に記すこと。
- オ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第43条の規定を踏まえ、適切に記すこと。
- カ 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
子ども・子育て支援法第19条第1項第3号のうち、乳児又は満3歳未満の幼児それぞれに利用定員を記すこと。
- キ 居宅訪問型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
居宅訪問型保育事業に係る利用の開始、終了に関する事項や利用に当たっての留意事項を記すこと。
- ク 緊急時等における対応方法
緊急時等における対応方針について、関係機関や保護者との連絡方法などを記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。
- ケ 非常災害の対策
火災や地震などの、非常災害等に対する対策を記すこと。なお、別途、非常災害対策等を定めている場合においては、その旨を記すこと。
- コ 虐待の防止のための措置に関する事項
虐待の防止のために講じている対策について記すこと。
- サ その他居宅訪問型保育事業の運営に関する重要事項
その他居宅訪問型保育事業の運営に関する重要事項について記すこと。

(9) 資金計画

- ア 事業に必要となる運転資金（年間事業費の1/6以上の運転資金）を現金もしくは換金性の高い形態（普通預金、定期預金等）により保有していること（社会福祉法人又は学校法人を除く）。
- イ 事業実施に必要な資金が確保されていること。
事業実施に借入金を充てる場合は、銀行等との折衝状況を報告していただき、資金の確保の確実性について確認します。また、返済が確実に見込まれるかどうかを、償還計画書をもとに確認します。
- ウ 本事業への申請時点で、直近会計年度において、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- エ 本申請事業の他に、保育所等の施設整備を予定している場合については、申請状況・資金計画について報告すること。
- オ 資金の管理については認可申請時（令和7年5月頃）までに当該事業専用の独立した口座を設け、その他の事業の会計と区分すること。

(10) 秘密保持等について

居宅訪問型保育事業の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。また、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければなりません。

(11) 苦情への対応について

居宅訪問型保育事業者は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければなりません。

(12) 連携施設の確保について

居宅訪問型保育事業の事業者は、利用乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援が受けられるよう、連携施設を確保する必要があります。障害児入所施設や児童発達支援事業所及び医療機関等と連携するようにしてください。

(13) その他の留意事項について

- ア 当該申請による事業採択が、認可を確約するものではありません。認可書類を提出していただき、内容を確認したのち、認可します。
- イ 事業において、宗教の教義を広めるための儀式行事や信者を教化育成することを目的とする活動は行わないでください。また、政治上の主義を推進することを目的とする活動も禁止されています。
- ウ 虚偽の申請や不正があった場合には、決定を取消しすることがあります。
- エ 横浜市を行う指示・指導に対して、誠実に対応していただくこととします。
- オ 本市が利用児童の決定後、家庭的保育者が児童の居宅にて面談を行い、安全な保育環境（保育を実施する部屋の状況）の確認を実施してください。
- カ 児童や保護者との安定的な関係構築のため、1児童の保育が継続する限り、原則として家庭的保育者は変更しないでください。変更が必要な場合は保護者へ説明していただくなど、丁寧な対応をお願いします。
- キ 当該事業を行う事業所には、運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けなければなりません。また、保育の提供に必要な設備・備品を設けることとされています。認可時に確認させていただくことがあります。
- ク 利用者契約の前に、保育内容や、運営規約等の重要事項説明を十分に行ってください。

(14) 採択にあたり条件を附すこと

- ア 保育理念、保育指針に基づいた保育が実施できるよう、事業開始までに家庭的保育者の研修等の準備期間を十分に確保すること。
- イ 職員等の給与については、適正な給与水準を維持すること。
- ウ 法人・事業の会計処理を適正に処理すること。
- エ 監査通知等において指摘された改善を要する事項については早急に是正すること。
- オ 事業開始後に事業運営の継続が困難となるまたはそれが予見されるなどの場合は、速やかに市に報告・相談するとともに、利用乳幼児に不利益が生じることのないよう誠実に対応すること。
- カ その他、横浜市が求めることに対して、協議に応じること。

※上記以外にも採択後に条件を追加することがありますので、あらかじめご了承ください。

3 申請方法

(1) 事前協議書の提出について	9
(2) 面接について	10
(3) 選考結果の通知について	10
(4) その他	10

(1) 事前協議書の提出について

ア 事前相談について

※申請を希望される場合は、必ず事前相談にお越しく下さい。

※来庁される際は、電話でのご予約をお願いいたします。

(● 問い合わせ先・ダウンロードアドレス一覧参照)

(ア) 事前相談前に確認が必要なこと

- ・「横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」及び「横浜市居宅訪問型保育事業（障害・疾病等）認可・確認等要綱」に適合するものであること。
- ・派遣可能なエリア、利用可能な人数、研修の必要性

(イ) 事前相談の際に必要な書類

- ・事業開始までのスケジュール（各種申請・準備期間を反映したもの）

イ 提出方法

電話でのご予約及び事前にPDF等のデータを送信していただいたうえで、相談にお越しください。

※ 直接お越しいただくことが困難な場合はご相談ください。

【提出先】

横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所 13階

こども青少年局こども施設整備課

電話：045-671-4146

Eメール：kd-koseibi@city.yokohama.lg.jp

(最寄駅) みなとみらい線馬車道駅

JR桜木町駅もしくは市営地下鉄桜木町駅

ウ 提出書類

事前協議書等の提出書類は原則として、データを電子メール送付でご提出ください。

※ ファイル名について

各資料のファイル名は次のとおりとしてください。

「資料番号_添付資料名_日付(状況)」

※ 電子メールによる資料送付は、市役所のメールサーバーの仕様により添付ファイルの容量上限が7MBとなりますので、容量を超える場合は、zipファイルにてまとめていただくか、大容量ファイル転送サービスをご案内しますのでメールにてご連絡ください。頂いたメールアドレス宛にアップロード先URLのご案内を致します。

※ 電子データでのご提出が困難な場合は、ご相談ください。

※ 不備があると審査ができない場合がありますので、充分ご確認のうえご提出ください。

【事前協議書等の様式掲載ページ】

横浜市トップページ > 事業者向け情報 > 子育て > 認可保育所等の整備 > 地域型保育事業(小規模、事業所内等)整備関係

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/chikigata/>)

(2) 面接について

申請案件ごとに面接を実施いたしますので、ご予約いただきますようお願いいたします。

ア 日時（予定）

令和7年2月下旬～3月上旬

※ 詳細が決まりましたら、個別にお知らせします。

※ 日時はこちらで決めさせていただきますので、ご了承ください。

イ 場所

横浜市庁舎（別途ご案内します）

ウ 出席者

(ア) 法人代表（実務を担当する幹部職員による代行可）

(イ) 家庭的保育者（複数いる場合は、代表の方1名としてください）

エ 面接の内容について

(ア) 法人や事業の運営に関すること

(イ) 申請書に記載された内容に関すること

(ウ) 家庭的保育者としての適格性に関すること

(エ) 保育中における安全に関することなど ほか

(3) 選考結果の通知について

選考結果は、令和7年4月上旬（予定）に、申請者あてに書面で通知します。

(4) その他

ア 今回提出していただく「申込書」は返却いたしません。（本事業の目的以外には使用しません。）

イ 審査に当たっては、追加資料を提出していただくことがあります。

ウ 設置者が現在運営している施設について、市が現地調査を行うことがあります。

エ 「居宅訪問型保育事業運営に当たっての諸条件」以外にも、いくつかの条件を決定後に追加することがありますので、あらかじめご了承ください

問い合わせ先 ・ ダウンロードアドレス一覧

(1) 問い合わせ先

【担当窓口】横浜市こども青少年局 こども施設整備課

【電話番号】045-671-4146

【メールアドレス】kd-koseibi@city.yokohama.lg.jp

(2) ダウンロードアドレス一覧

ア 様式ダウンロード

「申請書」「添付書類一覧（確認表）」「履歴書」等

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/chikigata/>

4 資料

資料 1 年間運営事業費の目安額

資料 2 居宅訪問型保育事業における家庭的保育者に係る休憩時間の自由利用の適用除外について

年間運営事業費の目安額

保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格等に基づき給付費を支払います。給付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額(児童一人当たりの単価)と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。

詳しくは下記のサイトをご覧ください。

利用者負担額は、横浜市が保護者の所得に基づき決定した金額を徴収してください。

【参考サイト】

・最新の公定価格の単価表(令和6年 12 月 27 日)

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido>

定員	居宅訪問型保育事業 年間運営事業費の目安額 (令和6年度 公定価格概算モデル)	
	年間運営事業費	年間運営事業費の1/6
1人	8,203,056 円	1,367,176 円

※令和7年1月28日 内容を更新しました。

令和6年度の人事院勧告後の単価表を基に試算したものです。実際の運営費は加算の内容等によって異なります。

(令和7年2月4日修正)

年間運営事業費の金額に誤字があったため修正しました。

誤) 8,203,058 円

正) 8,203,056 円

居宅訪問型保育事業の休憩時間については、次の通り通知がなされているため、適切に対応すること。

○居宅訪問型保育事業における家庭的保育者に係る休憩時間の自由利用の適用除外について〔労働基準法〕

(平成 27 年 3 月 31 日)

(雇児保発 0331 第 3 号)

(各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あて
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)

本年 3 月 31 日に公布された子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成 27 年厚生労働省令第 73 号)により労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)の一部が改正され、居宅訪問型保育事業における家庭的保育者については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 34 条第 3 項に基づく休憩時間の自由利用の規定を適用除外することとされ、本年 4 月 1 日から施行することとされた。

その趣旨等については、下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 趣旨

労働基準法第 34 条第 1 項の規定により、使用者は、労働時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないとされ(休憩時間の付与)、また、同条第 3 項の規定により、使用者は、当該休憩時間を自由に利用させなければならないとされている(休憩時間の自由利用)。

居宅訪問型保育事業(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。)については、保育者と児童が原則 1 対 1 で保育を行うものであること、その対象が障害児や夜間・深夜の保育であり休憩時でも児童の元を離れることが困難であること等を踏まえ、今般、労働基準法第 34 条第 3 項の休憩時間の自由利用の規定を適用しない労働者として、居宅訪問型保育事業において保育を行う家庭的保育者(同一の居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が保育を行う場合を除く。以下同じ。)を加えることとされたものである。

なお、今回の改正により、使用者は、労働基準法第 34 条第 1 項の規定による休憩時間の付与の責務を免れるものではないことから、当該家庭的保育者に対する休憩時間の付与については適切に行われる必要があることに留意すること。

2 居宅訪問型保育事業の認可等の取扱い

居宅訪問型保育事業を含む家庭的保育事業等の認可等については、「家庭的保育事業等の認可等について」(平成 26 年 12 月 12 日付け雇児発 1212 第 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により示されているところであるが、居宅訪問型保育事業において保育を行う家庭的保育者に対する休憩時間の付与が適切に行われるようにするため、その認可等に当たっては、同通知に示すもののほか、次によること。

(1) 家庭的保育者に対する休憩時間の付与を適切に行う必要がある旨の申請者への説明市町村は、居宅訪問型保育事業の認可の申請があった場合には、当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に対し、次の事項について説明すること。

- ① 居宅訪問型保育事業において保育を行う家庭的保育者については、休憩時間の自由利用の規定の適用除外となること
 - ② 労働基準法における休憩時間規制は、労働者を労働時間の途中で労働から解放させることにより、その精神的・肉体的疲労を回復させることを目的に設けられているところ、居宅訪問型保育事業における家庭的保育者に対する休憩時間の付与及びその取得・利用状況の把握については、使用者が適切にこれを行う必要があること
- (2) 休憩時間の取得・利用状況の把握方法の確認
- 市町村は、申請者に対し、(1)の説明を行った上で、当該居宅訪問型保育事業において保育を行う家庭的保育者の休憩時間の取得・利用状況を把握する方法をあらかじめ定めるよう求め、認可の際にこれを確認すること。その際、申請書に記載させる、当該方法を記載した書面を提出させる等、事後に確認できるようにしておくことが望ましい。
- 家庭的保育者の休憩時間の取得・利用状況を把握する方法としては、業務日報に記載する方法があること。
- (3) 必要な記録等の保存
- 居宅訪問型保育事業の認可を受けた事業者においては、労働基準監督機関による調査等が行われた際に、必要に応じ、家庭的保育者に対する休憩時間の付与を適切に行っていることを証明できるようにしておくことが望ましい。そのため、当該事業者において、必要な記録等が適切に保存されるようにすること。